

5 医療費が心配です。

医療費は、医療保険制度（国民健康保険、健康保険、各種共済又は後期高齢者医療制度）により、通常3割、（義務教育就業前の方については、2割、70歳以上の方については、3割、2割又は1割）が自己負担となっていますが、手帳をお持ちの方については、この自己負担額を軽減する次のような助成制度があります。

なお、助成を受けた後の自己負担額が高額の場合には、自己負担額を医療機関の窓口で支払い後、加入している医療保険制度（国民健康保険、健康保険、各種共済又は後期高齢者医療制度）から、高額療養費として払い戻される場合があります（高額療養費制度※）。詳しくは、加入している医療保険制度の窓口にお尋ねください。

<医療保険制度の窓口>

- ・国民健康保険…市町村（国民健康保険組合に加入している場合はその国保組合）
- ・健康保険…加入している健康保険組合（全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合は協会けんぽ愛知支部）
- ・各種共済…加入している共済組合
- ・後期高齢者医療制度…市区町村又は愛知県後期高齢者医療広域連合

※高額療養費制度について

自己負担額が医療保険制度における高額療養費制度で定める上限額を超える場合は、払い戻し等により上限額までの負担となります。なお、適用される上限額は年齢や所得等によって異なります。

○医療費の助成

事業	内 容	対象者
自立支援医療（育成医療）の給付	18歳未満の身体上の障害を有する方が、生活能力を得るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行っています。 ○所得により自己負担（原則、医療費の1割）があります。 ■所得制限があります。	○18歳未満の身体上の障害を有する方
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県障害福祉課	
自立支援医療（更生医療）の給付	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行っています。 ○所得により自己負担（原則、医療費の1割）があります。 ■所得制限があります。	○18歳以上の身体障害者
	<問い合わせ先> 市区町村役場、県児童・障害者相談センター、県障害福祉課	
自立支援医療（精神通院医療）の給付	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費を公費で負担しています。 ○所得により自己負担（原則、医療費の1割）があります。 ■所得制限があります。	○精神障害者
	<問い合わせ先> 市区町村役場（精神保健福祉担当課）、県精神保健福祉センター、県障害福祉課こころの健康推進室	

事業	内容	対象者
更生医療の給付 (戦傷病者特別 援護法)	身体障害の第5款症以上の戦傷病者が、職業能力回復のための手術などを必要とするときに給付を行っています。 ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場、県地域福祉課	○戦傷病者
母子・父子家庭 医療費の支給	18歳以下の児童を養育する父又は母に重度の障害のある世帯(母子・父子家庭と同じ扱いになる世帯)の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額が支給されます。 ■所得制限があります。 ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場(福祉医療担当課) 県国民健康保険課、児童家庭課	○重度の障害のある父又は母がいる世帯
障害者医療費の 支給	次のいずれかに該当する障害者が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額が支給されます。なお、後期高齢者医療の被保険者の要件を満たす場合は、下の「後期高齢者福祉医療費の支給」をご覧ください。 ①身体障害者1～3級の方(腎臓機能障害は4級まで、進行性筋萎縮症は6級まで対象) ②IQ50以下の方 ③自閉症状群と診断されている方 ④精神障害者1・2級の方(精神科疾患に限る。なお、市町村によっては対象者を拡大したり、一般疾病についても支給対象としているところがあります。) ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場(福祉医療担当課) 県国民健康保険課、障害福祉課	○障害者 ○自閉症状群と診断されている方
戦傷病者の療養 の給付 (戦傷病者特別 援護法)	公務上の傷病について必要となる医療の給付(医療に要する費用の支給)を行っています。 ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場、県地域福祉課	○戦傷病者
後期高齢者福祉 医療費の支給	母子・父子家庭医療費及び障害者医療費の支給制度の受給資格該当者及び戦傷病者が、後期高齢者医療制度により医療を受けた場合には、医療保険における自己負担額が支給されます。 ■所得制限があります。(障害者医療を除く。) ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場(福祉医療担当課) 県国民健康保険課	○医療費(母子・父子家庭、障害者)受給資格対象者 ○戦傷病者
特定医療費の支 給 (難病の患者に 対する医療等に 関する法律)	原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、国内の患者数が一定以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病(指定難病)の治療に係る医療費について助成します。 ■所得等に応じて自己負担上限額が変わります。 ＜問い合わせ先＞ 県保健所、市保健所、県健康対策課	○指定難病患者



6 障害者歯科医療について

愛知県歯科医師会では、県内の診療所（かかりつけ歯科医。歯科医師会会員に限る。）、下記の障害者歯科医療実施施設、大学病院等との連携を充実し、障害者歯科医療を実施しています。

障がい者歯科医療ネットワーク ～愛知県歯科医師会ホームページ～

http://www.aichi8020.net/welfare_net/

※所定の講習プログラムを受講した認定協力医一覧の中から、お近くの歯科医療機関へ直接お問い合わせ下さい。

<障害者歯科医療実施施設>

	施設名	住所	電話番号
高次医療機関	愛知学院大学歯学部附属病院	名古屋市千種区末盛通 2-11	052-759-2111
	県心身障害者コロニー中央病院	春日井市神屋町 713-8	0568-88-0811
	県青い鳥医療療育センター	名古屋市西区中小田井 5-89	052-501-4079
	県三河青い鳥医療療育センター	岡崎市高隆寺町字小屋場 9-3	0564-64-7980
歯科医療センター	愛知歯科医療センター	名古屋市中区丸の内 3-5-18 (愛知県歯科医師会館 1階 あいち口腔保健センター内)	052-962-9102
	名古屋北歯科医療センター	名古屋市北区平手町 1-1-5 (クオリティライフ 21 城北内)	052-915-8844
	名古屋南歯科医療センター	名古屋市南区笠寺町字松東 58-1	052-824-8844
	名古屋中央療育センター歯科	名古屋市昭和区折戸町 4-16 (名古屋市児童福祉センター内)	052-757-6128
	一宮市口腔衛生センター	一宮市音羽 1-5-17 (一宮市ききょう会館 2階)	0586-72-5548
	豊川市歯科医療センター	豊川市諏訪 3-242-3	0533-84-7757
	豊田市こども発達センターのぞみ診療所	豊田市西山町 2-19	0565-32-8985
	半田歯科医療センター	半田市港町 1-62	0569-23-2636
	碧南市障害者歯科診療所	碧南市前浜町 4-22	0566-46-3700
	岡崎歯科総合センター	岡崎市中町 4-6-2	0564-21-0501
	蒲郡市障がい者歯科診療所	蒲郡市浜町 4 (蒲郡市保健医療センター内)	0533-69-8020
	豊橋市こども発達センター	豊橋市中野町字中原 100	0532-39-9200

7 利用できる貸付制度はありますか？

障害者又はその同居家族の方を対象に、自動車・福祉用具などの購入のための資金の貸付制度があります。

事業	内容	対象者
生活福祉資金	<p>障害者又はその同居家族の方に、次の貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生業を営むために必要な経費 ②技能取得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ④福祉用具等の購入に必要な経費 ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費 ⑥負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ⑦介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ⑧住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ⑨就職、技能習得等の支度に必要な経費 ⑩その他日常生活上一時的に必要な経費 <p>○民生委員を通じ、市区町村社会福祉協議会へ申請してください。</p> <p><問い合わせ先> 民生委員、市区町村社会福祉協議会、 県社会福祉協議会</p>	○障害者のいる世帯

8 障害のある子どもの将来が気がかりです。【心身障害者扶養共済制度】

障害のある子どもなどの将来のために、障害者を扶養している保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障害となった場合、障害者に年金を支給する「心身障害者扶養共済制度」があります。

加入できるのは、次のいずれかに該当する方を扶養している保護者で、特別な疾病や障害を有せず、扶養保険契約の対象となることができる 65 歳未満の方です。

- ①知的障害者
- ②身体障害者（身体障害者手帳を所持し、その障害程度が 1～3 級の方）
- ③精神又は身体に永続的な障害がある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①又は②と同程度と認められる方

1 掛金

加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なり、1 口当たり月 9,300 円～23,300 円です。

2 口まで加入することができます。口数は、加入期間の半ばでも変更することができます。

20 年以上（昭和 61 年 3 月 31 日以前に加入した方については 25 年以上）継続して加入し、加入者が 65 歳に達した場合（※）は、それ以降の最初の加入応答月から以後の掛金が免除されます。

※ 「65 歳に達した場合」とは、毎年度 4 月 1 日現在で満 65 歳であることをいいます。

2 支給額

支給額は次のとおりです。

- ・年金 1 口当たり月 20,000 円

なお、1 年以上加入した後、加入者より先に障害者が死亡した場合には弔慰金が、5 年以上加入した方が脱退した場合には脱退一時金が支給されます。

- ・弔慰金 1 口当たり 30,000 円～250,000 円
- ・脱退一時金 1 口当たり 45,000 円～250,000 円

3 支払時期

年金は、毎月、障害者又は年金管理者の口座に振り込まれます。

なお、弔慰金及び脱退一時金は、請求後、加入者の口座に振り込まれます。

4 問い合わせ先

市区町村役場、県福祉相談センター、県障害福祉課

9 判断能力が十分でない家族を保護する制度を知りたいのですが。

認知症、知的障害や精神障害等のため、判断能力が十分でない方を保護するための「成年後見制度」や福祉サービスの利用援助などを行う「日常生活自立支援事業」があります。

事業	内容	対象者
成年後見制度	<p>○認知症、知的障害、精神障害のある方など判断能力が不十分な方々を保護するために、財産管理、介護や施設入退所などの契約・遺産分割の支援を要する場合、悪徳商法等の被害に遭うおそれなどの場合に家庭裁判所で決められた後見人等が本人を保護・援助する法定後見制度があります。後見人等は、障害者本人や親族等の申立てによって家庭裁判所が選びます。</p> <p>○今後自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、任意後見人に頼みたい方との間で契約を結ぶ任意後見制度もあります。</p> <p><問い合わせ先></p> <p>○法定後見制度・・・名古屋家庭裁判所（本庁又は支部）</p> <p>○任意後見制度・・・各公証人役場</p> <p>○成年後見制度に関すること・・・各成年後見センター</p>	<p>○知的障害者</p> <p>○精神障害者など</p>
日常生活自立支援事業	<p>判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助や、それに伴う日常的な金銭管理を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう支援します。</p> <p>○実際にサービスを受ける場合には、利用料が必要です。</p> <p><問い合わせ先> 市町村社会福祉協議会</p>	<p>○知的障害者</p> <p>○精神障害者など</p>

